



2026年 2月23日  
第156号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## 申22号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた 提出 新たな組織と働き方について」に関する基本申し入れ②

### 【要求項目】

1. 一事業場の考え方として事業場区分が示されたが、系統の特情と職場実態を踏まえた審議や巡視が困難となることから、安全衛生委員会の設置および衛生管理者の配置については、各作業場所単位とすること。また、安全衛生委員会の審議に要する時間については制約しないこと。
2. 正確な勤務地、事業場区分等を組織内外に明確に分かりやすくするため、勤務地名称を設定すること。
3. 鉄道オペレーションについて、技術力の維持向上を目的として職種や系統のプロという考え方を継続し、主たる業務と主たる勤務地を社員に明確に示し、人材育成を永続できるようにすること。また、業務の融合については現行の統括センター内を基本とすること。
4. 融合社員に対し、引き続き制服の増貸与を行うとともに、融合先のロッカーについても確保すること。
5. 「業務内容の変更」にあたっては、前々月の25日までに組合員へ直接対面で通知することとし、組合員の不安解消に努め、納得感を得られる努力を惜しまず行うこと。また、異動の事前通知について、協約の定めにかかわらず、「業務内容の変更」と同様に前々月の25日までに通知すること。
6. 2026年2月1日時点の各箇所の現在員数を示すこと。
7. 社員の健康を守るために、年間休日数の増加と一日あたりの労働時間の変更を加味したゆとりのある適正な要員を確保し配置すること。また、変更にあたっては休日出勤や超過勤務を前提としないこと。
8. 事業本部内の各職場(作業場所)においては、育児介護勤務利用者や、働き方に制約がある社員の労働実態を加味した要員配置とすること。
9. 地域総合職への移行に伴い、入社済の社員を県単位による運用に移行することについて丁寧に説明し、社員の理解を得たうえで、エリア単位でなく本人が希望する都・県を把握し実現すること。
10. 支社が担ってきた機能の移管や集約について、再編後に支障が出ないように引継ぎの期間を設けること。特に、組織再編前に示達された通達やルール・マニュアル等の効力について現場の混乱が無いように整理を行うこと。
11. 組織再編後のグループ会社を含めた人事施策について、JR本体からのグループ会社への要員需給等を目的とした若年出向や転籍を行わないこと。
12. 車両・設備等について、コストダウンありきではなく、線区の特情や老朽取替えを鑑みて、必要な設備更新や修繕費が確保できるようにすること。
13. 昇進試験や健康診断、医学適性検査等については、社員の移動距離等を考慮するため、受験・受診箇所を柔軟に選択できるようにすること。
14. 賃金控除依頼書について、各箇所に速やかに手交および手続きができるようにすること。
15. それぞれの事業本部における拠点の事務所、執務箇所を示すこと。
16. 簡易苦情処理申告および苦情処理申告について、所属する事業本部による取り扱いの差や、会議内容に不利益が無いようにすること。
17. 事業本部化後も信義誠実な労使議論を行える環境を整え、締結している労働協約と労使の議論経過を踏まえた確認事項等を遵守し、不利益となるような対応を行わないこと。
18. 安全第一を徹底し、コンプライアンスの確保と社員間差別がない安心して働ける職場の構築とJR東日本グループの信頼回復に向けて取り組むこと。
19. 鉄道の安全を守るために、チームワークをより深度化させることが必要なことから、職場に過度な競争を持ち込まないこと。
20. 災害発生時における社員の安否確認方法と体制を明確に示すこと。